

○財務省告示第二百七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年七月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年八月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九十 三回、第九十八回、第百回、第 百二回、第百三回、第百四回、第 百五回、第百八回、第百九回、第 百十回、第百二十一回、第百二十 三回及び第百二十四回）及び利 付国庫債券（三十年）（第七回、 第十二回、第十四回、第十五回、 第十七回、第十八回、第十九回、 第二十回、第二十一回、第二十 二回、第二十三回、第二十五回、 第二十九回、第三十回、第三十 一回及び第三十二回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同	



十 十  
六 五  
償 償  
還 還  
金 期  
額 限

十  
四  
利  
子

額 (別表のとおり)  
面金額百円につき百円

各発行対象国債の利率  $\frac{100 \times 1}{2}$

第 十 号 控 除 税 の 率 が 乗 じ た 額 を  
第 十 号 規 定 の 支 払 期 日 後 の 各  
行 象 国 債 の 支 払 期 日 後 の 各  
と、各支払期において、  
算式によらば、  
う。当たらしき、  
日に支払うに  
す。期日につき、

(二) 発行時に、その利息を、

（別表）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行金額）
（第二付第十八年回）	（利付第十八年回）	二・〇%	平成六年四月二十二日	六億円
（第二付第十五年回）	（利付第十五年回）	二・二%	平成十年四月十一日	八百八十四億円
（第二付第十四回）	（利付第十四回）	二・一%	平成六年四月十日	二億円
（第二付第十三回）	（利付第十三回）	二・三%	平成六年四月十日	二億円
（第二付第十二回）	（利付第十二回）	二・四%	平成六年四月十日	六億円
（第二付第十回）	（利付第十回）	二・二%	平成三年四月二十日	一億円
（第二付第九回）	（利付第九回）	二・一%	平成九年三月二十九日	十一億円
（第二付第十三年回）	（利付第十三年回）	二・〇%	平成九年三月二十九日	九十五億円

十七 入札の基  
準とす  
各発行対  
象国の債  
利回りの  
元利金の  
払場所支  
十九 入札参加  
者  
二十 払込期日  
平成二十三年七月十四日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
単利回りとする。  
れた各発行対象国の債の平均値の  
店頭売買参考統計値表に掲載の  
本証券業協会が発表した公社債  
平成二十三年七月十一日付で日

（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）	（第三付十年国庫回）利 （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利） （利）
二・三%	二・四%	二・五%	二・四%	二・一%	二・三%	二・〇%	二・一%	一・八%	一・九%	一・六%	一・八%	
日年平三成 月四十七	十年平日十成 二月十六	日年平六成 月四十六	日年平三成 月四十六	日年平九成 月四十五	日年平五成 月四十四	十年平日十成 二月十二	十年平日十成 二月十二	日年平九成 月四十二	日年平九成 月四十二	日年平六成 月四十二	日年平六成 月四十二	
円百八十九億	十一億円	億三百七十一	百億円	三十億円	円百四十八億	二十五億円	億二百五十一	円四百十三億	四十三億円	二億円	四十一億円	

（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券） （第三十年国庫債券）
二・三%	二・二%	二・三%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%
日年平三成五月二十二	日年平九成五月二十一	日年平三成五月二十一	九平月成二五月十日年	十年平日十成二月二十八	日年平六成四月二十八	日年平三成四月二十八	十年平日十成二月二十七	日年平九成四月二十七	日年平六成四月二十七
十五億円	二十三億円	円百八十一億	百十五億円	二百九億円	円百六十八億	百億円	十六億円	億二百三十一	一億円